

霧島市条例第10号

令和8年3月13日

霧島市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 霧島市長等の給与等に関する条例（平成17年霧島市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「100分の172.5」を「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第2条 霧島市長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の霧島市長等の給与等に関する条例（次項において「改正後の給与等条例」という。）は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の霧島市長等の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。